

○佐藤委員長 民生常任委員会を開会いたします。

本日は、全員の出席でございます。

それでは初めに、1、令和4年第1回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算について、報告第4号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）について、理事者から説明願います。

○金澤福祉保険部長 本臨時会に提案しております議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、福祉保険部所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の4ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給費につきましては、国の制度改正による対象者の拡充等に伴い、支給に要する経費として3千184万3千円を追加します。財源は、全額が国庫支出金です。

次に、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給費につきましては、昨年11月19日に閣議決定された、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策を受けて、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で様々な困難に直面した方々を速やかに支援するために、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給するもので、支給に要する経費として70億8千320万円を補正します。財源は、全額が国庫支出金です。

続きまして、繰越明許費について、補正予算書の2ページを御覧ください。住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給費につきまして、令和4年度まで事業が継続するため設定するものでございます。なお、できるだけ速やかに支給する予定であります。実際にどれだけ今年度中に支給できるか予測が難しいことから、金額につきましては、先ほど御説明いたしました補正額のうち、今年度中に支出する事務費を除いた残額としております。

以上、よろしく願いいたします。

○向井保健所地域保健担当部長 本臨時会への提出議案のうち、報告第4号、専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。

本件は、昨年10月22日、市内7条通10丁目の旭川市第二庁舎敷地内におきまして、保健所職員が動物運搬用の中型貨物車の荷台にタイヤを積載し、運搬していたところ、荷台からタイヤが落下し、同庁舎敷地内に駐車中の相手方車両に当たり、相手方車両を破損した事故でございまして、市の過失割合を100%、損害賠償の額を15万2千438円と定め、本年1月6日に専決処分をさせていただいたものでございます。

業務中の事故防止につきましては、日頃から職員に対し注意喚起をしているところではございますが、今後におきましても、より一層安全管理の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

このたびは大変申し訳ございませんでした。

以上、よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○佐藤委員長 それでは、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思っております。議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

初めに、令和4年第1回臨時会提出議案に関わる事項として、子育て世帯臨時特別給付金支給費に係る補正予算について、及び、庁用自動車による交通事故について、理事者から報告願います。

○中村子育て支援部長 報告第1号、専決処分の報告について御説明いたします。

子育て世帯を支援する令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、当初、先行給付として現金5万円を、追加給付として5万円相当のクーポンを支給することとなっております。その中で、先行給付分の現金給付につきましては、令和3年第4回定例会での先議により、補正予算の議決をいただいたところでありました。その後、令和3年12月15日、国から追加給付につきましても現金給付での支給が認められましたため、本市といたしましては、クーポンによる支給を予定しておりました5万円分についても、先行給付分と合わせて現金一括で支給することを決定し、緊急を要すると判断し、令和3年12月16日に令和3年度旭川市一般会計補正予算を専決処分いたしましたところでありました。

その内容といたしましては、3款民生費の子育て世帯臨時特別給付金支給費で22億1千414万3千円を追加したものでございます。財源は、全額国庫支出金となっております。

以上、よろしくお願いたします。

○富岡環境部長 報告第2号、専決処分の報告につきまして、総務常任委員会の所管ではございますが、環境部に関わりがございまして御報告を申し上げます。

整理番号2でございますが、昨年12月17日に、クリーンセンター職員が運転するじんかい収集車が、剪定枝の収集業務中に、市内高砂台4丁目の市道の下り坂において、凍結路面のためスリップして対向車線で停車していた相手方車両に接触し、双方の車両を破損したものでございまして、市の過失割合を100%、損害賠償の額を39万9千87円と定め、本年1月6日に専決処分したものでございます。

このたびの事故につきましては、事前に安全な走行ルートを選択することで防ぐことができた事故でありまして、今後とも、職場における安全運転の励行など、事故防止の一層の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

御報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、提出議案以外に関わる事項として、最初に、「市民の日」制定に係る市民参加手続の結果について、理事者から報告願います。

○林市民生活部長 「市民の日」制定に係る市民参加手続の結果について、御報告申し上げます。

本日は、概要が分かる資料を配付させていただいておりますので、お手元の資料を御覧ください。

このたび、市制施行100年に合わせて市民の日を制定するよう、準備を進めているところでございます。この制定の目的ですが、市民のふるさと旭川に対する愛着や誇りを育み、また、これまで以上に、このまちに住むことに喜びや満足感を得られる機会創出の一環としようとするものであります。毎年の市民の日を通じた、こうした市民意識の醸成は、市民主体、地域主体のまちづくり

の動機づけとなり、次の世代へと引き継ぐまちの魅力向上に向けた取組などにも大きな原動力となります。

制定及び関連事業の検討に当たりましては、ふるさと旭川への愛着や誇りを育むことや、次代へとまちの歴史をつないでいく、こういった点を踏まえながら、市民憲章推進委員会、市民委員会連絡協議会のほか、文化団体や将来の旭川を担う若者・青少年団体等から重点的に意見をいただくことが適当と考えまして、これらの団体との直接対話、または書面による意見聴取を行ったところがあります。特に、若者・青少年団体など、具体的には、小中学校各3校の児童会や生徒会役員、高校4校のボランティア部、大学2校、また若者団体といたしましては、旭川市連合子ども会などから御意見をいただいたところがあります。

意見聴取の内容といたしましては、文化や歴史を学び伝える、あるいは、市民が自ら参加する、旭川の未来を考える、こういった主に3つのテーマについて意見をお聞きするとともに、市民の日を8月1日とすることについても併せて伺いました。出された主な意見といたしましては、この市民の日を市制施行日である8月1日とすることに賛成するといった意見、あるいは、内容的に、動物園など公共施設の無料開放ですとか、旭川の歴史や文化について学ぶための、例えば、スタンプラリー、クイズラリー、体験ツアーや講演会の実施など、多くの提案があったところであり、今後は、これらの意見や提案内容を考慮しながら、市民の日の制定及び関連事業について、市民にとりましてよりよいものとなるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、各団体からの意見の詳細につきましては、裏面に記載のとおりというふうになっております。

また、これから設置される予定であります100年記念事業実行委員会にも、市民生活部として参画する中で、この実行委員会の各構成団体からの意見も聞きながら、今後の事業構築の参考にしてまいりたいと考えております。

報告は以上です。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは次に、サウンディング型市場調査の実施結果について、理事者から報告願います。

○林市民生活部長 お手元の資料、サウンディング型市場調査の実施結果についてを御覧ください。こちらの8番目、市民生活部が所管する東旭川農村環境改善センターの実施結果について御報告申し上げます。

資料の2ページ目になりますが、3の調査の経過にありますように、令和3年9月に調査実施の公表を行った後、10月5日に説明会及び現地見学会を行い、11月26日にサウンディングを実施いたしました。本調査については、市外の1者から参加申込みがありまして、東旭川農村環境改善センターへの指定管理者制度導入について、この事業者と対話を行い、いただいた意見は、5のサウンディング結果の概要のとおりとなっております。

市民生活部といたしましては、東旭川農村環境改善センターの課題解決に当たり、利用者や地域などの意見確認や、施設と人的サービスのどちらに重点を置くかなど、こういったことについて市の考え方が必要だというような意見をいただいたところでありまして、今後、関係者と意見交換し、

意見を確認する中で、市の考え方をしっかりと整理してまいりたいというふうに考えております。

また、東旭川農村環境改善センターと東旭川公民館は複合施設でありますことから、効率的な運営のために一体管理が必要ということも併せて考えていたところでございますけれども、単体の施設では運営受託の魅力に乏しい、そんな意見もありましたことを踏まえ、公民館を所管する社会教育部と、指定管理者制度導入の可能性、あるいは条件設定などについて慎重に協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは次に、市有施設の敷地使用に係る対応結果について、理事者から報告願います。

○林市民生活部長 昨年10月26日の民生常任委員会における報告事項、市有施設の敷地使用について、こちらの対応結果について御報告申し上げます。

本件の概要ですが、昨年9月20日、緊急事態宣言を受けて休館中の神楽岡地区センターの駐車場において、選挙演説会が開催され、その使用に際し、当センターの指定管理者である神楽岡地区センター運営委員会が、市への相談、申請等を行わないまま、休館中にもかかわらず使用を認めたというものでございます。

原因の究明と再発防止のため、市は、関係者への聞き取りによる実地調査を行い、本件が起きた原因として、施設管理に対する危機意識の欠如、あるいは施設管理業務に対する基本的知識不足の2点を認め、当運営委員会に対しまして、責任の所在の明確化及び組織の刷新、適切な事務執行体制の確立、こちらの2点について改善を求めた通知を行いました。当運営委員会は、通知を受けまして、本件に係る責任の所在の明確化及び組織の刷新を行うため、断続的に会議を開きまして、運営委員会委員長及び副委員長兼事務局長の辞任を承認し、新たな体制とするとともに、利用承認判断マニュアルを策定いたしまして、適切な事務執行体制の確立を図ったところでございます。

以上のことから、市といたしましては、勧告した事項が改善されたということを確認しまして、本件に係る対応については一旦終了となりますが、所管する施設の指定管理者の代表が集まる会議が開催される際におきましては、本件の発生原因、あるいは適切な対応方法について関係者と共有するとともに、今後、このようなことが起きることのないよう、再度、徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

○小松委員 ただいまの報告について、何点か確認をさせていただきます。

10月26日の民生常任委員会で報告があったときにも確認させていただいたんですが、本日の報告で文書が配付されていて、3というところで、市の勧告事項と運営委員会の報告内容ということが表になっています。市の勧告事項は、駐車場使用に係る一連の対応について、責任の所在を明らかにし、組織の刷新を図ることということになっています。

私は、前回報告があったときに指摘もし、確認したいということで、普通、使用できるのかできないのか、施設運営に責任を持つ指定管理者が疑問を持ったときに、当然、行政に確認するという

のが常識的行為だと、どうだったのかということを確認いたしました。そのときの行政側の答弁は、問合せはあったんだけど、神楽岡地区センターという特定までは至っていないと。できるかどうかという問合せはあったんだという答弁でした。

市として、この責任の所在を明らかにするということを目指する前提として、どういう状況の下でこうしたことが許可されたのかということは確認されているのかどうか、伺います。

○林市民生活部長 状況の確認につきましては、私どもが運営委員会のほうに出向きまして、委員長、それから委員長の在籍する市民委員会のほうの会長にも話を聞かせていただきながら、当日と伺いますか、その前からの一連の流れについて確認をさせていただいたところでもあります。そうした中で、運営委員会としても、確かに、いいのか悪いのかという疑問があったというふうに伺っていますけれども、駐車場ということで、屋外ということから許可できるというふうに関断に至ったというふうに聞いております。しかし、その間、市のほうに関断がなかったということではなかったものから、市のほうに関断をしていなかったということも私どもは一応確認をいたしまして、そういった点で事務手続の判断について誤りがあったというふうに関断としては認めたと関断の中で、一担当者だけではなくて、組織的に、運営委員会そのものとしてしっかりとした判断、対応ができなかったということについて、組織改善ですとか、事務手続の改善をするべきだというような通知を出したと。いきさつとしてはそういったところでもあります。

○小松委員 改めて確認しますが、今の部長の答弁だと、運営委員会、市民委員会に関断を行ったけれども、行政に対する問合せは行っていないということを確認したという理解でよろしいですか。

もう一点、市としては、今の時点においても、問合せはあったんだけど、その問合せが神楽岡地区センターの運営管理に関する任を担っているところからあったということは、いまだ特定はできていないということか、この2点についてお答えをいただきたいと思関断。

○林市民生活部長 今、委員からお話のありましたとおり、神楽岡地区センターからの問合せではなかったかという確認は取りました。しかし、実際に電話であった問合せについて、どこの施設かという特定については、我々としては今の段階でできていないと。少なくとも、神楽岡地区センターからの直接の問合せがあったわけではないということを確認しております。

○小松委員 そういう問合せがあったときに、通常は名のるわけですよね、疑問があるから聞くわけだから。問合せする側が、私はどここの管理をしている誰々だがと。皆さん方の答弁からすると、名のらないし、名のらない問合せを不自然にも思関断ないで、できませんよということだけ告げて、その後、こうしたことが報道されたわけですよね、神楽岡地区センターで目的外使用されたと。

この点については、問合せは誰かしていませんよねって関断を確認したら、していませんよということの確認を取ったので、神楽岡地区センター並びにその関係者から問合せがあったものではないという結論に達したという受け止めでよろしいですか。

○林市民生活部長 そのとおりでございます。

○小松委員 そうすると、前関断も若干、私は指摘したんですが、責任を取った方の1名は、ある意味、全てとは言いませんけれども、行政に精通されている方ですよね。この方が、この文書によると、基本的知識の不足あるいは危機意識の欠如のために誤った判断を行ったという認識ですか。

○林市民生活部長 委員の御指摘のとおり、基本的な危機意識がなかった、それから、このたびの

事案のようなケースに対する事務手続の知識、経験を含めて足りなかったということでもあります。

○小松委員 たくさんの業務委託を受けているわけじゃないんですよね。施設の管理運営、大きく言えばただこの1つなんですよ、指定管理者が受託している事業内容は。だから、多くの業務委託を受けていて、たまたま想定外とか、そこまで理解していないことが起きて判断を間違う、これはあり得ることだと思うんですよ。しかし、施設の使用とか駐車場の使用をどうするかというのは、文字どおり、この1点での受託であり、この1点での業務なんですよ。だから、今の報告が事実とすれば、できるという思いが相当強くあったとしか思えないんですね。疑問だったら普通やりませんよ、問合せしますよ。しかし、問合せもしていない。ということは、裏を返せば、やって大丈夫なんだ、一切問題ないんだという、そうした思いの結果起きたという理解でよろしいですか。

○林市民生活部長 私どもが聞き取りをしている中では、確かに、今お話しいただいたとおり、できると。確かに、緊急事態宣言の中で、施設は使えないという状況ではありましたけれども、屋外であるということと、それから、来られるお客さんについては、できるだけ中に入れなかったりとか、あるいは車の中で聞くということも状況として想定されたとか、いろいろなお話をいただく中で、できるという判断をしたということでしたけれども、そういった意味での危機意識の欠如というところにも結びついているのかなというふうに思っております。

いずれにしても、できるという判断に立ったというふうに聞いております。

○小松委員 皆さん方も確認、調査もされた上での報告ですから、神楽岡地区センターの運営委員会という一つの機構、組織としての判断の誤りだったということでもよろしいですか。

○林市民生活部長 私どもがそのときに聞き取りの中で、いろいろと事実関係を確認できた担当者ですとか、それぞれ判断する立場の者にも確認をした結果、管理をしている実際の現地の担当はもちろん分かっていたと。ただ、組織的に、実際には事務局長のところで判断をされて、例えば、委員長が全容を知らなかった中で許可してしまっただとか、そういったことがある中で、組織的な命令系統ですとか判断系統、あるいはそういったことに伴う組織の在り方なども当然、支障があるというふうに判断をしたということで、今、質問がありましたけれども、運営委員会として組織的な責任があるということから、体制の刷新といったことを勧告したということでもあります。

○小松委員 勘違い等によるものだから、再発防止のために対応しなさいと。それから、起きてしまった事実に対しては、責任の所在を明らかにしなさいと。その責任の所在を明らかにしなさいという市の勧告を受けて、2名の方が辞任された。委員長、副委員長、副委員長は事務局長兼務ということで、2名の方が責任を取ったという、そうした報告であります。

想定できないかどうか、最後にもう一度確認させていただきます。委託する場合には、契約行為ですから、必要最小限のことは文言で示していて、それに示されていないことは協議を求める、通常、一般的にはこういう内容になっているわけですね。だから、契約に照らしてどうかということから見ると、私は相当な逸脱があったんだろうというふうに思わざるを得ないんですが、今ここで求める責任というのは、何に照らしての責任なのか、お聞きをいたします。契約上の責任なのか、やってはならないことを行ってしまったという事実に対する責任なのか、いかがでしょうか。

○林市民生活部長 確かに指定管理ですので、契約については、最低限のことは当然、契約の中であらうとっているということでもあります。ただ、今回のケースについては、今、るる申し上げたとおり、現地のほうでも例がないということもあって、一概にこうだということではなかったの、なかなか

か判断については難しかったと。ただ、状況からして、何度も繰り返しになりますけども、屋外であったということだとか、そこに聞きに来られる方が、個別にそれぞれ勝手に聞いて帰っていくような、そういった運営スタイルを想定していたということで、多分という言い方は語弊がありますが、けれども、大丈夫だろうという中で許可をしたということでもあります。これは、契約と申しますか、実際にその事実に直面したときに誤った判断をしたということに伴いまして、やってはいけないことをやってしまったと、今、委員の言葉を借りて言えば、そういうふうに我々としても認めたところで、結果責任として、組織的に責任の所在を明らかにした上で改善策について勧告し、その結果、体制を新たにすることと、事務的なマニュアル等の策定といったことを再度行ったというふうになったものであります。

○小松委員 結果責任として、やってはならないことが行われたと認められた、そういうことですね、判断は。それで、責任の所在を明らかにした上で責任を取ったと。仮に、やってはならないということを十二分に承知してやってやった場合、故意だったという場合は、対応が異なるのでしょうか。

○林市民生活部長 所管している、管理している者の立場からすると、やってはいけないことを故意にやったということについては、今とはまた異なる対応になるというふうに考えております。

○小松委員 行政で所管する部署として、故意だった場合は、対応の結果はこういうこととは異なりますよ、そういう考えが基本にありますよということですね。確認です。

○林市民生活部長 そのように考えております。

○小松委員 終わります。

○佐藤委員長 他に委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、これまでの報告に関わりまして出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(仮称)旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例骨子案に対する意見提出手続の結果について、理事者から報告願います。

○金澤福祉保険部長 (仮称)旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例骨子案に対する意見提出手続の結果につきまして、御報告申し上げます。

昨年11月26日から12月27日までの約1か月間、市民の皆様から、条例骨子案に対する御意見を募集いたしました。その結果、資料にありますとおり、個人1人から合計6件の御意見をいただいたものでございます。

いただいた御意見は、定義(1)の地域共生社会について、定義(2)の合理的配慮についてに係る内容のほか、基本理念、事業者の役割、基本施策の一部に関するものであり、いずれも条例骨子案に記載した内容とほぼ同様の内容であったことから、提出のあった御意見による条例骨子案の変更は行いませんが、今後の事業推進の参考とさせていただくこととしております。

意見提出手続の結果につきましては、資料配付場所及びホームページにおいて公表を行い、令和4年第1回定例会に条例案を提出したいと考えております。

以上、(仮称)旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例骨子案に対する意見提出手続の結果につきまして、御報告をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、住宅前道路除雪(間口除雪)事業の見直し(案)に対する意見提出手続の結果について、理事者から報告願います。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 住宅前道路除雪(間口除雪)事業の見直し(案)に対する意見提出手続の結果につきまして、お配りしております資料に沿って御説明申し上げます。

本案に対する意見提出手続につきましては、昨年11月22日から12月23日までの約1か月間実施しており、8人の個人から13件の御意見をいただいたところでございます。

その意見の内容といたしましては、資料の中段に記載しておりますとおり、世帯要件に関する意見が4件、道路除雪に関する意見が5件、その他が4件となっております。お寄せいただきました意見の概要といたしましては、世帯要件につきましては、70歳以上を対象としてほしい、敬老会の長寿祝い金が77歳で、間口除雪が80歳以上では分かりにくい、病弱者の性別要件撤廃に賛成であるといった意見があり、道路除雪については、丁寧に除雪してほしいとの意見があったところでございます。また、その他の意見といたしましては、玄関前は体力維持のため自分で行う、住宅前道路除雪(間口除雪)は事業者が行うべき、今年度も対象世帯となり安堵しているというものであり、残りの1件は、見直し案の記載内容と同様の意見でございました。

このたび実施いたしました意見提出手続におきまして、見直し案に変更を伴うような御意見はないものと判断し、いただいた御意見につきましては、今後、本事業を進めていく上での参考とさせていただきますとともに、1月19日から2月21日まで、ホームページ、各支所等でパブリックコメントの結果を公表し、令和4年第1回定例会におきまして、令和4年度当初予算案を御審議いただいた後、本年3月末に正式決定する予定でございます。

以上、住宅前道路除雪(間口除雪)事業の見直し(案)に対する意見提出手続の結果の報告とさせていただきます。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは次に、敬老会事業の見直し(案)に対する意見提出手続の結果について、理事者から報告願います。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 敬老会事業の見直し(案)に対する意見提出手続の結果につきまして、お配りしております資料に沿って御説明申し上げます。

本案につきましても、先ほどの住宅前道路除雪(間口除雪)事業の見直し(案)と同様、昨年11月22日から12月23日までの約1か月間、意見提出手続を実施し、5人の個人と1つの団体から、合わせて9件の御意見をいただいたところでございます。

その意見の内容といたしましては、資料の中段に記載しておりますとおり、長寿祝い金の配付に関する意見が1件、記念品に関する意見が2件、その他が6件となっております。お寄せいただいた意見の概要といたしましては、長寿祝い金の配付については、公金である長寿祝い金の配付を民生委員が行うことについて様々な不安があるといった意見があり、記念品については、祝賀行事欠

席者への記念品配付は、施設入所者分を含め市が行うべきとの意見があったところでございます。また、その他の意見としましては、加算金の設定に賛成である、敬老会事業実施団体の対応に関するもの、見直し前後の市費の負担削減額を示してほしい、見直しは、格差拡大、不公平感の増につながるというものであり、残りの1件は、見直し案の記載内容と同様の意見でございました。

このたび実施いたしました意見提出手続におきましては、見直し案に変更を伴うような御意見はないものと判断し、いただいた御意見につきましては、今後、本事業を進めていく上での参考とさせていただきますととも、1月19日から2月21日まで、ホームページ、各支所等でパブリックコメントの結果を公表し、令和4年第1回定例会におきまして、令和4年度当初予算案を御審議いただいた後、本年3月末に正式決定する予定でございます。

以上、敬老会事業の見直し（案）に対する意見提出手続の結果の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○佐藤委員長 それでは、これまでの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、新型コロナウイルス感染症の発生状況について、及び新型コロナワクチンの接種について、理事者から報告願います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 新型コロナウイルス感染症の発生状況について、資料を出しておりますので、そちらを御覧いただきながらということになりますが、資料のほうは1月13日時点ということで、最新の数字を交えて御説明を申し上げていきたいというふうに思います。

1ページ目、上段は、いつも出しているグラフでございまして、初発以降の感染状況、発生状況ということになっております。

1ページ目、真ん中のグラフでございまして、人口10万人当たりの1週間の発生者数、このグラフの一番右側が1月13日の数字でございまして、ここが18.10名となっております。最新の1月15日現在の数字で申し上げますと31.60名ということで、感染が拡大してきているというような状況でございます。北海道全体の今回の感染拡大の特徴といたしましては、これまで札幌市を含みます都市圏での発生が多かったわけでありまして、いわゆる都市部以外での発生も非常に増えているということで、同じく1月15日現在で、北海道全体といたしましては38.80名となっております。全国平均で申し上げますと80.01名ということで、感染拡大が全国で進んでおりまして、北海道が少し遅れているというような状況になっておりますけれども、今後、北海道、あるいは本市においても感染拡大が進むということが懸念されるところでございます。

1ページ目、下段になります。12月11日以降の発生状況ということになりますが、11月にはさんろく街を含む飲食店で発生が非常に多かった状況にありましたが、12月に入ってから非常に落ち着いた状況が続いております。年末に飲食店及び高校でのクラスターが発生をしまして、少し数字が伸びているところがございまして、おかげさまで年末年始は比較的感染状況が落ち着いた中で過ごすことができたという状況でありました。しかし、当初から、年末年始の人流が激しくなったことによって、年明けから10日ないしは2週間後に感染が拡大するのではないかとというふ

うに保健所としては懸念していたところでございますが、やはり、3連休を挟みまして、その後に感染が拡大をしてきておりまして、グラフの一番右側で19名となっているのが1月13日の数字でございますが、翌14日も19名、その翌日の15日につきましては32名ということで、感染拡大が顕著になっているところでございます。

現在は、先ほど申し上げたとおり、全国よりも北海道や本市の感染拡大が遅れている状況にございますが、全国の感染状況に鑑みますと、これまで1日当たりの最大の発生数でありました8月の第5波の83名を超えることはもとより、100名を超えることは必至というふうに考えてございまして、市保健所においては、1日の発生者数最大200名を想定した発生対応の準備を現在進めているところでございます。

続きまして、2ページ目になります。感染者のワクチン接種状況を調べたものがこの表及びグラフでございますが、現在の感染者につきましては、一時期の飲食店における発生が少なくなっているということで、飲食店関係の発生は全体のおおむね2割程度に抑えられてきております。ここ数日は、他市町村で開催された成人式の出席者で、旭川在住者の感染が目立っておりまして、若年層の感染が拡大している状況にございます。また、ワクチン未接種者の感染も変わらず目立っているという状況で、感染者の7割がワクチン未接種の状況でございまして、ワクチン未接種によります感染リスクの高さを証明しているものでございます。

続きまして、3ページ目になります。クラスターの発生状況でございますが、表にありますとおり、今月に入りまして、病院でのクラスターが発生しておりますが、昨日、新たに通所型の介護施設におきましてクラスターが発生しておりまして、現在は、本市トータルで74件、本年度では61件のクラスターが発生しております。なお、73件目の旭川高砂台病院及び昨日発生した介護施設でのクラスターで感染しました入院患者及び入所者につきましては、当然リスクが高いということで、全員入院措置を行っているところでございますので、御報告申し上げます。

続きまして、4ページ目、上のグラフ、病床稼働率でございます。グラフの一番右側が1月14日で、この時点では13.6%でありますけれども、最新の数字を申し上げますと、1月16日の朝現在の時点では20.0%で、先ほど御説明を申し上げましたが、病院、あるいは介護施設での感染者を入院措置としていることで、特に上がってきている状況になってございます。

続きまして、宿泊療養施設の入所者数と自宅待機数でございますけれども、宿泊療養施設につきましては、現在2棟稼働しております。定員は変わらず200室ということで、グラフの一番右側が1月14日になりますけれども、2棟で7名の入所でございますが、最新の数字で申し上げますと、16日の朝の時点では、本市の感染者につきましては28名が入所、さらに市外を含みます道北の感染者も入っておりますので、2棟合わせまして、入所者につきましては62名というふうになっております。市内はもとより、上川管内等で感染者が非常に多くなっている状況で、稼働率が急上昇しているという状況でございます。一方、自宅待機者につきましては、グラフにあります14日現在では35名でございますが、最新の16日朝現在では55名と、こちらも増加をしている状況でございます。

続きまして、下の表になりますが、受入基幹病院の病床確保数と病床使用数ということで、コロナ専用病床につきましては、現在、北海道の医療提供体制のフェーズが1ということで、これまで119床で運用してまいりましたけれども、1月11日に市立旭川病院の感染症センターが稼働を

始めたということで、プラス6床になりまして、現在は125床の運用となっております。また、明日18日からは、北海道の医療提供体制が全道レベルでフェーズ2に引き上げられることを受けまして、本市につきましては、149床の体制で今後運用してまいります。

以上が現在の感染状況ということになりますが、それに加えまして、オミクロン株の対応について御説明を申し上げたいと思います。

1月14日の深夜に厚生労働省から事務連絡が発出されまして、オミクロン株の取扱いについて大きな改正がございました。その内容について御説明を申し上げ、さらにそれに対する市の対応について御説明を申し上げたいというふうに思います。

国からの内容といたしましては、デルタ株検査によりまして、判定不能を除きましてデルタ株陰性、つまりデルタ株ではないというふうに判断された割合が70%以上になったことを目安として、その後の陽性患者につきましては、全ての陽性者をオミクロン株患者とするものという内容が1点目です。

2点目は、今の70%以上の状況になった場合においては、入院について、他の陽性患者と同室にしても差し支えないということが通知されております。つまり、デルタ株であってもオミクロン株であっても、同じ部屋でいくということで、これまでアルファ株、デルタ株、そしてオミクロン株については別々の部屋にするということをそれぞれの感染時期に行ってまいりましたが、これまでの対応と同様に、がらがらぼんで同じ病室で対応できるというような状況になりました。

3つ目です。これまでオミクロン株確定については、ゲノム解析の結果としておりましたが、先ほど申し上げましたデルタ株陰性の割合が70%という条件を満たすことで、いわゆるデルタ株検査、L452R変異株検査と言いますが、こちらの検査によりまして陰性となった場合は、オミクロン株として取り扱って構わないという内容、つまり市の保健所で実施するデルタ株検査が陰性になった、イコール、オミクロン株というふうにして構わないという内容になってございます。

4つ目になります。オミクロン株患者が入院または宿泊療養施設における療養の場合、ワクチン接種の有無にかかわらず、陰性確認を要することなく、従来どおりの退院・退所基準で療養解除を行って構わないと。何を言っているかといいますと、これまでオミクロン株疑いの方、あるいはオミクロン株患者につきましては、ワクチンを接種している方については、これまでのデルタ株と同様の退院・退所基準になっておりましたが、ワクチンを接種していない方につきましては、2回の陰性確認を行って、その2回とも陰性が確認された際に退院または退所ができるというような規定になっていたのを撤廃しまして、従来の対応と同じにするというような内容になったということでございます。

5点目、退院基準を満たす前であっても、医師の判断により医療機関での治療が必要ない状態であれば、宿泊療養施設への下り搬送や自宅療養に移行しても構わないということで、状態が落ち着いていけば、退院をしていただいて自宅療養、または宿泊療養施設で療養していただいていいですよという内容となっております。

6点目、オミクロン株であります。濃厚接触者の待機期間につきましては、国立感染症研究所の科学的知見によりまして、従来の14日間から10日間にするという改正がなされております。

7点目、エッセンシャルワーカーなど社会機能を維持するのに必要な者については、自治体の判断によりまして、10日の待機期間を待たず、検査で陰性であった場合は、待機を解除することが

できるということで、エッセンシャルワーカーに対する解釈が大きく変わっているところでございます。

8点目、国際線においては、前後2列を含みます5列以内の列に搭乗していた者を濃厚接種者として取り扱うということになっております。

9点目、国におけるオミクロン株の公表に当たっては、私どもがふだん使っておりますシステムでありますHER-SYSというのがあるんですが、この把握によって行うために、自治体での公表時には国のほうに報告する必要はなくなりましたというような内容になっております。

これを受けまして、北海道におきましても国の通知に基づきまして対応することと、先ほど申し上げたとおり、これまで、ゲノム解析の結果をもって確定例という形で、北海道もオミクロン株の陽性者を公表してまいりました。本市もこれまでその対応をしておりまして、1例発表している状況にございましたけれども、北海道といたしましては、各保健所におけるスクリーニング検査の結果、積み上げた陽性者数を1月15日から公表するという事になったものでございます。

これらの国、あるいは道の対応を受けまして、本市の対応を申し上げたいというふうに思います。

1点目、市保健所におけますデルタ株スクリーニング検査により、デルタ株陰性の割合を常に監視しておりまして、その割合が70%を超えた場合は、全ての患者をオミクロン株として市としても取り扱ってまいります。

2点目、この70%ルールを遵守しまして、これを超えた場合については、全てオミクロン株とみなすこととなったため、通常の入院措置、いわゆる個室対応でなければ駄目だとか、同室は駄目だとか、陰圧管理をなさないとかというものを撤廃するという事にいたします。

3点目、市保健所で行うデルタ株検査において陰性となった陽性者は、ゲノム解析の実施の有無にかかわらず、オミクロン株陽性者といたします。

4点目、ワクチン接種の有無にかかわらず、オミクロン株患者、これは先ほど申し上げたとおり70%を超えた場合については全陽性者ということになりますが、こちらについては、療養解除や退院・退所基準について、従来のデルタ株と同様の基準で行うということで、陰性確認は行いません。

5点目、退院基準を満たす前にあっても、医師の判断により医療機関での治療が必要ない状況であれば、北海道と協議を行い、例えば宿泊療養施設への下り搬送でありますとか、市保健所の判断で自宅療養のほうに切り替えるということを行えるようにするということでございます。

6点目、先ほど申し上げたとおり、デルタ株陰性割合70%超えの場合は全陽性者になりますが、オミクロン株患者の濃厚接触者については、市での健康観察期間、イコール待機期間ということになりますが、こちらにつきましては最終接触日から10日間というふうにいたしたいと思っております。

7点目、エッセンシャルワーカーについてでありますけれども、社会機能維持のために代替ができないなどの個別の理由によっては、陰性確認により濃厚接触者の行動自粛を解除することを可能といたしますが、あくまでも個々の事例により、市保健所においてその可否を判断することといたします。なお、陰性確認を行う際の検査費用においては、国の事務連絡にありますとおり、濃厚接触者を復帰させようとする事業者において負担するものというふうになってございます。

8点目になります。これまでリンクが確定している陽性者、つまり、例えば家族で言いますと、

お父さんが陽性になって、同じ家族のお母さんとか、子どもさんとかが陽性になるというような場合については、保健所においては、その株とみなすと。つまり、初発の患者さんがデルタマイナスであれば、子どもたち、あるいは家族はデルタマイナスというふうにみなすということで、一部検査を行っていない部分もございましたけれども、市保健所の陽性者検体のみならず、市内の医療機関で発生したものについても、我々が検体を取りに行ったり、あるいはそこに検体がない場合は検体を採取しに行き、全件のスクリーニングをこれまで実施してまいりました。そして、実施の結果、デルタマイナスという検体が出てきたものについては、北海道立衛生研究所のほうに送ってきた経過がございます。そして、最終的にゲノム解析が行われた後に確定ということで、公表してきた経過がございますが、今後につきましては、当面は道衛研には検体を送らずに、市保健所のデルタ株検査により陰性が確認された場合はオミクロン株疑いということで公表を行っていきまるとともに、リンクなしの場合にあっても、市内医療機関で探知された検体につきましては、デルタ株検査を行わずに、市保健所において探知した検体、つまり、主に濃厚接触者になるわけでありましたが、こういった検体についてデルタ株検査のスクリーニング対象といたしまして、オミクロン株への置き換わりの状況を把握、監視を行ってまいりたいと考えております。

なお、オミクロン株疑いの数の公表につきましては、本日から行っていこうというふうにご考えてございます。

現在の本市のオミクロン株の状況について、最後に御説明を申し上げたいと思います。これまで説明を申し上げたとおり、国のほうでは、デルタ株の検査陰性の割合が70%を超えますと、全てオミクロン株として扱うという解釈になっておりますので、これまでのゲノム解析後の確定例ではなくて、デルタ株検査陰性の結果というものを公表してまいります。今回、国の取扱いの部分で、その割合が70%以上の地域においてはオミクロン株への対応ということで大きく変わるわけなんですけれども、現在、本市における直近1週間のデルタ株検査のスクリーニングの数値が、残念ながら既にデルタ株陰性の割合70%を超えている状況でございますので、今申し上げたような市の対応につきましては、既にスタートさせているというふうな状況にあることを御報告申し上げたいと思います。

以上でございます。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 ワクチン接種について、2つ御報告いたします。

まず1つ目は、接種状況です。お手元の資料を御覧ください。左側の上の表とグラフですが、12歳以上で2回目の接種を完了した方の接種率は85.5%になり、全国の接種率と同じ水準に達しております。一方、まだ一回も接種を受けていない方、未接種の方は、この表の中の対象人数、12歳以上30万4千124人から1回目の26万2千423人を差し引いた4万1千701人となり、左下のグラフの推移にありますとおり、接種率は今、横ばいになってきておりますが、3回目接種と併せて未接種の方の接種を進めるために、1回目、2回目の接種も続けてまいります。

2つ目です。資料は御用意しておりませんが、3回目接種の状況について御報告します。まず、医療従事者については、対象者約1万8千人分の接種券は既に発送いたしました。このため、既にいつでも接種できるようになっております。次に、高齢者施設などの入所者や従事者については、施設単位で準備が整えば、接種券がなくても接種ができることとしており、14日、先週の金曜日時点では、25施設、約1千500人の前倒し接種を今月中に行う予定です。それ以外の65歳以

上の方については、来週から接種券をお配りし、徐々にではありますけれども、2月から医療機関や集団接種会場で接種を開始していく予定です。

なお、先週、国から、3月以降のさらなる前倒しの方針が示されましたので、現在、接種スケジュールの見直しを検討しているところであり、希望する方に速やかに接種できるよう取り組んでまいります。

○佐藤委員長 それでは、ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

○小松委員 何点かだけ、最小限で、まず、浅利部長に伺います。

濃厚接触者の待機期間14日間を10日間に短縮、それからエッセンシャルワーカーは、自治体の判断でさらに短縮してもいいよと、こうした報告でした。この場合は自治体の判断でできる。14日だったものを10日にとというのは、これは自治体の判断でなくて、一律にこういう対応という理解でよろしいんですか。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 オミクロン株につきましては、その対応で結構です。

○小松委員 医師の判断で自宅療養、宿泊療養施設での対応は構わないよということが、厚労省の考え方、見解というふうに言われました。

旭川も昨年、一時477名でしたかね、自宅待機者が。相当多くの自宅待機者がいましたよね。このときは、原則入院あるいは宿泊療養施設入所だったんだけど、受け入れ難くて、結果として自宅待機となった。今回の場合は、受け入れる体制があっても、医師の判断で自宅待機、宿泊療養でいいよ。これが大きな違いなのかどうなのか、ちょっともう一度お願いしたいと思います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 まず一つは、医師の判断で自宅療養とか宿泊療養とか入院とかと決めるのではなくて、入院されている方が、その後、入院を継続する必要がない場合、つまり症状が非常に軽くなったという場合については、下り搬送として、医師の判断によりまして宿泊療養や自宅療養のほうに換えることができるという内容です。あくまでも最初の段階で、入院かそうでないかというふうに決めるのは保健所でありまして、入院の際には入院先の病院と協議をさせていただいて、症状、基礎疾患、あるいは年齢等を伝えた上で、最終的に医師の了解をもらって、基幹病院のほうに入院するというような形、これはオミクロンであっても、これまでのデルタであっても変わることはありません。

自宅療養が今後増えていくのではないかというようなことでありますけれども、間違いなく増えていくものと考えております。一つは、オミクロン株については感染力が高いということで、全体的な感染者が増えるということと、2つ目といたしましては、感染力が高いんですけども、重症化のリスクは逆に低いということになります。今、実際、オミクロン株疑いの方々の症状を見てみますと、おおむね無症状もしくは軽症、ちょっと喉が痛いとか、その程度のもので検査として陽性で上がってくるパターンが非常に多いということでもあります。そうなりますと、そういった方々を、あえて医療提供体制を逼迫させてまで入院させることはどうかという判断が当然ございますので、しっかり保健所として健康観察を行う中で、管理をしてまいりたいというふうに考えておりますが、重症化リスクが低くても、入院数というのは、結局は重症化率掛ける感染者数という計算になりますので、オミクロン株の場合は重症化リスクが低い、でも感染力が高いので、これまでのデルタ株と同様、あるいはそれ以上の入院措置というのが必要になる可能性もあるということです。

したがって、北海道と連携をしながら、道が指定する医療提供体制のフェーズに合わせて、私どもも基幹病院の協力をいただきながら病床はしっかり確保し、これまで同様に入院していただかなければならない方については必ず入院ができる対応をきっちり守っていきつつ、全体の感染者がこれからかなり増えていくと思われますので、そういった方々のリスク管理をしっかり行っていかなければならないというふうに考えてございます。

○小松委員 今、部長が述べられたとおり、重症化率の割合は低いだろうとずっと言われてきています。しかし、感染者数がかなり急激に増えた場合は、割合が低くても、一定数が必要な医療の提供を受けなければ深刻な事態になるということも指摘をされてきているわけです。

健康観察は、何かの報道で私も見聞きしたんですが、とてもとても保健所だけでは限界があるので、地域医療との連携も取りながらということもある地域では取り組まれているようですが、この健康観察に対する対応をどのように考えているのか、お聞きをいたします。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 まず、陽性者に対する健康観察ですが、自宅療養されている方につきましては、保健所が直接やる部分と、以前、議会で承認をいただきましたかかりつけ医の健康観察と、この2種類で今後対応をしまいたいというふうに考えております。あとは濃厚接触者になりますけれども、これまでも、もう1千名を超えるような濃厚接触者が第5波のときに出ておりますが、今回のオミクロンについては、さらにそれを上回るぐらいのものになってくるというふうに思っております。

したがって、当然、その全件の対応をやっていくことはやってまいりますけれども、一定限、今もAIによる健康観察という形の中で、例えば、そこでもしよろしくない状況にあるということが探知されたときには、実際に架電をして、健康観察をさらに進めるということ、場合によっては、受診調整や検査受検ということまで誘導してまいります。これらの体制というものを今のコロナ専任チームの中で行えるかとなれば、これは当然、数的に無理でございます。なので、保健所本体からの応援や、必要に応じて全庁応援などをお願いする中でやってまいりたいと。それだけ蔓延している状況ということになりますと、例えば、社会経済活動がストップするような事態も起きかねないですし、あるいは市有施設を閉めていくというような状況になったときに、空いている市の職員の方々のお力添えを今後も頂戴しながら、やはり全庁一丸となって、感染拡大に向かってきちっとした陽性者や濃厚接触者の観察というものを行っていくというふうに考えております。

○小松委員 保健所のスタッフの皆さん方が濃厚接触者を把握して、感染者の行動を把握して、連絡を取ると、これが非常に力仕事で、昨年も保健師さんだけでは対応できなくて、一般事務の方の応援も受けながらやっていたと。オミクロン株は爆発的に感染が拡大するということも言われていますが、そうなったときに、濃厚接触者の範囲を狭めて対応せざるを得なくなったりするのかどうか、あるいは今までどおり対応するとしたら、爆発的な感染の規模にもよりますが、対応し切れるものなのかどうか、ちょっとお聞きをします。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 今、北海道はまだいい状況なんですけれども、全国の保健所の中には、そういった濃厚接触者に対する対応ができないというところも出てきているようでありまして。私どもとしては、濃厚接触者というのは、極めて感染リスクの高い集団ということになりますので、やはり、このマークは引き続き行っていきたいというふうに考えております。ただ、例えば、ある人が感染しまして、その周りを調べていく、特に家族の方というの

は当然接触が多いわけですから、濃厚接触者になって検査対象ということになりますけども、一方で検査体制という意味では、検査を行う件数は一定限確保できておりますが、実際に検体を採取しなければならぬという行為がその前にありますので、そういった部分では、検体採取というのは非常に手間のかかる、場合によっては訪問までしなければならぬということになりますので、非常に難しい判断が必要になってくると思います。そういった中で、その感染状況に応じて、濃厚接触者は検体を取りますが、それからさらに外側にいらっしゃる幅広い検査対象の皆さんについては、例えば検査を待っていただくとか、そういった個別具体の状況に応じた対応というものは、今後、オミクロン株の場合については出てくる可能性はあるというふうに考えておりますが、陽性者同様にリスク管理というものが市保健所としては一番大事なものだと考えておりますので、今後においてもそこを意識しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○小松委員 沖縄県でしたかね、医療機関のスタッフが感染して、濃厚接触者で10日間自宅待機とか、そういう対応で、ベッドはあっても人材がいないと。

要は、ずっと新型コロナウイルスの感染で指摘されてきたのは、高齢者施設とか医療機関でのクラスターだとかが起きると、旭川市も経験しましたが、より一層深刻な事態を招いてしまうということになっていきますよね。だとしても、十二分に対応できるかというとなかなか難しいとは思いますが、だからといって、ほかの一般市民と同じ対応でいいというわけにもいかないと思うんですが、どのように考えてどういう可能な対応をしようとしているのか、お聞きをします。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 オミクロンに置き換わりますと、感染力が高いということで、当然ながら、病院でありますとか高齢者施設等々の各種施設におきますクラスターのリスクというのは、比例して上がっていくということになるわけでありまして、実際、今年に入ってからも、株のどうこうは別にいたしまして、高齢者施設あるいは病院のほうでクラスターが起きているという状況です。

旭川は医療のまちということで、医療機関も多いですし、また高齢者施設も非常に多いまちでありますので、そういった意味では、そもそもリスクを抱えているまちでありますとともに、そこにウイルスが入り込みますと、当然ながら基礎疾患があつて入院をされているんでしょうし、あるいは、高齢者の施設に通われているのは当然高齢者なわけなので、幾らオミクロン株が重症化リスクが低いとはいえながらも、基礎疾患を持っている方、高齢者にはやはりリスクが高いわけでありまして。極力、そういう場所でのクラスターというのは起きないことを我々も祈っているわけでありまして、基本的には、やはりこれまで同様の感染対策だけではなくて、今回はっきりしているのは、無症状であったり、あるいは軽症で、喉がちょっと痛いというようなことでも陽性を示すという方がかなりいらっしゃるということを考えると、施設あるいは病院等における健康観察の在り方を今まで以上に厳しくしていく必要がある。風邪かなではなくて、コロナかなというふうに疑っていただくことがまず一番重要になってくるというふうに考えますので、施設、病院というのは、それなりの感染対策を行っているというふうに見ておりますが、入院患者さんから自発的に感染者が出るわけではありませぬし、入所の方もそうです。結局はスタッフを介して外から持ち込まれるということが多いわけなので、その監視をやはり今まで以上に強くしていくということが一番効果のあることというふうに考えておりますので、関係部局などと連携をしながら、そういったものの監視、あるいは注意喚起をしてまいりたいというふうに考えております。

○小松委員 あと浅利部長に1～2問です。

経口薬、飲み薬は、札幌辺りではもう供給されていると聞いています。発症後5日以内でなければ効果がないとも言われています。

一つは、5日以内に飲むことができる、そういう条件が整ったとしても、薬そのものが必要なときに手に入るかどうかというのは、今の段階でも恐らくまだ必ずしもそういう状況にないというふうに思っているんですが、旭川市の状況はどうなんですか。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 治療薬の関係です。販売名で申し上げますが、これまでデルタ株については、点滴で打ちますロナプリーブという中和抗体薬がございまして、そちらについてはデルタ株に非常に効くということで、市立旭川病院と保健所の共同研究の中でもそれが証明されているという状況でした。ただ、残念ながら、このロナプリーブについては、オミクロン株への適用がないということで、どうやら効かないということです。そこで、新しい薬ということで、同じ中和抗体薬で、点滴で投与しますゼビュディという薬と、経口薬でありますラゲブリオという飲み薬、この2種類がオミクロンに有効だということで、今現在旭川でも使用しているというような状況にございます。

今、経口薬のお話がありましたので、ラゲブリオにつきましては、ラゲブリオ登録センターなるものがございまして、そちらに病院が登録をします。登録をして認められた病院でないと、このラゲブリオの処方できないということになっております。現在、我々が把握している中では、市内でラゲブリオ登録センターに登録している医療機関につきましては10医療機関、うち5つが基幹病院という形になっておりますが、基幹病院以外も登録をさせていただいているということで、そういった方を探知した際に、この方は軽症で、今後、重症化させないためにこういった薬を投与しましょうという判断ができ、さらには処方箋が書けるとというのが10医療機関あります。一方で、陽性者ですから、実際はその処方箋を持って薬局に行っちゃ駄目なので、薬局が届けるという形になります。薬局につきましては、市内で36の薬局が取り扱っているということになりますので、一定限、時間をかけないで、感染者に対してラゲブリオ自体をお届けすることが可能な状況に今はなっております。

ただ、今は2類という感染症の指定でありますけれども、今後、5類のほうに下がっていく条件としては、今は基幹病院が治療を行っておりますが、やはりそこは1次医療機関で一定限の治療、あるいはこういう薬の処方、投与とすることができるようになって初めて、2類から5類に下がると。つまり、今回のラゲブリオを契機に、いろんな窓口のところで治療関与ができる、少しでもそういうような医療機関を多くすることで、市民の皆様には御案内しやすい体制をつくるのが非常に重要だと思っております。そして、基幹病院というのは当然、新型コロナウイルスだけではなくて、非常に重いほかの疾患を持っている方々を相手にする病院でありますので、そこに負担をかけないで、別な病気のほうをちゃんと見ていただけるような体制をつくるためには、やはり1次医療機関に頑張ってくださいとしかないということなので、医師会などを通じながら、協力サポート医療機関や、こういった新しい薬を投与、あるいは処方できる医療機関を少しでも増やしていくことが今、重要だというふうに考えております。

○小松委員 オミクロン株の感染者が200名を超えることも予想しなければならないというふうに部長は言われました。今、市民に最も訴えたいことがあれば、お聞かせください。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 オミクロン株を全国的に見てみますと、本当にこれであつてしまうのというような事例もあるようでございます。そういった意味では、感染力が非常に強いんだなというふうに思いますが、また一方で、重症化率が低い、重症化しないというふうに言われておりますけれども、重症化しなくても、最終的に、例えば味覚障害が後遺症として残るといったようなこともあったりして、決してかかっても大丈夫だというような安心感を持ってほしくないというふうに思っております。より多くの方々がかかっていくことによりまして、医療機関でありますとか、保健所の業務はやはり逼迫するわけでございますし、何よりも、かかった方の体調なりが当然心配でありますし、場合によってはオミクロンでも亡くなっている方もいらっしゃるわけありますので、安心はできないということでもあります。

したがいまして、極力かからないようにするためにはどうすればいいかということについては、これはデルタ株であってもオミクロン株であっても同じなんですけれども、やはり基本的な感染対策をきちっとやっていただくということ、さらには、感染力が強いということを考えると、やはり大人数での会食などは、今の感染拡大期においては避けていただくことも重要ですし、あるいは、ふだん会わない方と会うということなども、この際避けていただくことが必要なのかなと。旅行はもとより、外出の機会を極力減らしていただくということで、今、その人に会わなきゃならないのか、今、そこに行かなきゃならないのかということをおま一度お考えいただいた中で、責任ある行動をそれぞれ取っていただければなというふうに思います。

先ほど来申し上げておりますが、本当に喉がちょっといがいがするというようなことの症状だけで終わってしまう方もいらっしゃる。でも、本人はそれでいいんですが、周りにはやはりうつしてしまって、周りの方々がそれで終わるという保証はないわけでありまして。そういった意味では、今、風邪を疑うよりコロナを疑うということが大事だと思いますので、少しでもそういう症状があるということになれば、市のコールセンターのほうにお電話をいただいて、医療機関のほうを受診していただくということが、市全体の感染拡大はもとより、家族内、あるいは友人などにうつすことがなくなるというきっかけになる可能性もあるということですので、そこをぜひ、市民の皆さんには御理解いただいて、本当に、今、目の前、すぐ横にコロナがあるという意識を持っていただければというふうに考えております。

○小松委員 あと2～3問を長谷川対策監に。

3回目のワクチン接種が、今、全国で取り組まれて、政府もこれを前倒しするという考えを明らかにして、既に都道府県、自治体にもそうした考えが示されております。これを受けて、前倒しでワクチン接種の体制づくりを各自治体では既に着手しているか、これから急いで着手するという状況かと思えます。

一方で、政府は、自治体に対するワクチンの配分自体を調整することを否定はしていないんですね。また、市町村ごとの具体的な追加供給の日程や配分量も、今現在は示されていません。分かりやすく言うと、急いでやりなさい、体制を整えなさいと。しかし、どれぐらいの量がどの時期に来るか分からなければ、必要な体制そのものを整備するというのはなかなか難しいんです。整備して予定どおり入ってこないと、昨年、多くの自治体が経験したように、予約を受け付けながら、それに対応できないことによる新たな事務が発生してしまうということで、今は非常に難しい状況になっているかというふうに思うんですが、どのように考えて、どのように取り組もうとしているのか

お聞きをします。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 まず、ワクチンの前倒しについて、改めて御説明させていただきますと、当初は、2回目接種後8か月ということで方針が示されておりましたが、先月、国のほうから、医療従事者ですとか高齢者施設の入所者、従事者は6か月、65歳以上の方は2月から7か月に前倒しという方針が示されました。そして先週、65歳以上の方は3月から6か月に、その他、64歳以下の方も3月から7か月に前倒しするという方針になりました。これに合わせて、今後、必要なワクチンが供給される予定というところですが、今のところは、見込み数というのが都道府県レベルで示されているということですので、恐らく、ワクチンは人口で案分されたりとかということでも供給されると思うんですけども、各市町村には今後、示されてくると思いますので、今は北海道と相談しながら、情報収集をしているところです。

保健所としては、やっぱり基本的な考えとしては、希望される方には速やかに接種を進めていきたいというふうな方針を持っております。ただし、接種を進めるに当たって留意すべき点として、委員からありましたとおり、まずは、予約時の混乱というのがありますので、今はコールセンターを増設するなど、予約体制の充実を図ると。ワクチンについても、今、旭川市に相当量のワクチンがあるというわけではございません。2月、3月、4月に分けて、国から入ってくるというふうにご考えておりますので、やはりワクチンの供給量の情報をつかみながら、ワクチンの供給に合わせて接種券をお送りして接種を進めていくという、まずは皆さんが予約しやすい接種体制をつくることと、ワクチンがしっかり入ってくるということとを合わせた、予約と接種のバランスを取りながらというのが非常に大切であり、そのような考え方で進めていかなければいけないと考えております。

○小松委員 医療従事者は既に全員受けられると。高齢者は、希望すればどの時点までに完了する計画なのか、お聞きをします。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 高齢者につきましては、まず、高齢者施設に入所されている方、従事者の方は、もう前倒し接種ということで進めておりますし、この方たちは施設単位で管理されるということもありますので、接種券がなくても接種してくださいというふうに、実は、先月の下旬に500施設の皆さんに文書で御案内しておりますので、そのように高齢者施設の皆様は進めていらっしゃると思います。そして、その方たちの中でも、施設単位でなくて自分たちで予約を申し込んで接種したいという方は、2月から接種できるようになりますので、受けていただくと。そのほかの65歳以上の方については、実は、前倒しといいますが、旭川市の場合、高齢者の皆さんも約11万人いらっしゃいます。全部一気に前倒しして、少なくとも5万人、6万人の方に接種券をお送りしますと、これは幾らコールセンター、集団接種会場を充実しても全く足りないということですので、やはりある程度分けながら、今考えているのは、1週間ごとに、大体1万人前後で来週から送っていかうというふうに考えております。

そういうことですので、皆さんがすぐに7か月、6か月前倒しというのは、やはり難しいところですが、徐々に前倒しのスピードをアップして、最終的には7か月、3月には6か月になりますけども、そのように少しずつスピードを上げていけるように、ペースアップを図ってまいりたいと考えております。

○小松委員 最後です。

3回目のワクチンで、いわゆるファイザー社製かモデルナ社製か、希望すれば、希望のワクチン

を接種することができるのかという声が、全国的にいろいろ紹介されていますが、これについての見解を伺います。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 ワクチンについては、今の状況ですと、ファイザーとモデルナが半分ずつ入ってくるということになっております。

今のところ、国のほうでは、希望する、接種したいワクチンを打っていただくという方針でありますけれども、ファイザー、モデルナが半分半分で、旭川市に必要なワクチン数が入ってきますので、どうしても交互接種していただかなければならないということが生じてまいります。今のところは、集団接種会場はモデルナを使用するように考えておりますが、モデルナの瓶というのは1瓶で最低15人から20人に接種できます、ファイザーは6人なんです。そうなりますと、一定の予約を受け付けなければいけないということもありまして、医療機関が皆さんモデルナを使えるかというのは、今後ちょっと調整していかねばならないと思います。

あとは、モデルナをどのように接種していただくかというのが非常に大きな課題となっておりますので、モデルナも同じメッセンジャーRNAワクチンで、メーカーが違うだけですし、効果も同じですし、副反応についても、3回目は、モデルナは1～2回目の半分の量の接種ということになりますので、我々も、今後周知とかをしていって、接種を進めていきたいというふうに考えております。

○小松委員 以上で終わります。

○佐藤委員長 他に委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、ごみ処理施設整備の方向性見直しに関する評価・検証について、理事者から報告願います。

○富岡環境部長 ごみ処理施設整備の方向性見直しに関する評価・検証について御報告申し上げます。

ごみ処理施設の整備につきましては、本常任委員会でこれまで御報告させていただいたとおり、多くの課題に直面し、当初計画していた内容での施設整備の見通しが立たなくなり、方向性を見直しを行ったところでございます。今回、こうした見直しに至った要因を分析した上で評価、検証を行い、その結果を報告書として取りまとめましたので、その概要につきまして、お手元の資料に沿って御説明させていただきます。

1ページ目から5ページ目までは、ごみ処理システム等の概要やこれまでの経過について整理しており、6ページ目からは、見直しに至った要因として5項目を挙げ、それぞれの分析及び評価、検証をまとめております。

6ページを御覧ください。要因の1点目、ごみ処理システムの再構築に向けた事務の進め方でございます。今回のごみ処理施設整備に係る取組は、ごみ処理システムの再構築に向けた検討と併せて推進してまいりましたことから、これらを検討、整理した事務の進め方について分析し、評価、検証を行いました。6ページからごみ処理基本計画や、各基本構想等の策定に係る経過の詳細、9ページ、10ページに評価、検証の内容を記載しておりますが、その概要につきましては、国の方針や現最終処分場を整備した際の経過などを踏まえ、新たなごみ処理システムに移行し、最終処分量の

抑制を図ること、また、そのために清掃工場は新設を基本、最終処分場は覆蓋型を基本として各基本構想を整理したことは、環境行政が目指す姿として適切なものではありませんでしたが、清掃工場整備に係る検討の前に最終処分場基本構想の策定に着手し、ごみ処理フローや最終処分量を整理したことから、その後に検討した清掃工場の機能や整備の在り方は、これを前提として検討を進めざるを得なかったところであります。こうしたことを踏まえると、両施設は密接に関連する施設でありますので、ごみ処理システムに係る検討も含めて、同時並行で検討を進めるべきであったと整理しております。

続いて、10ページ、11ページを御覧ください。要因の2点目、関係部局間の連携についてでございます。各基本構想の策定に当たり、当時、環境部と総合政策部などの関係部局が、公共事業等調査、推進計画事業調査、予算編成作業などの全体調整を行う機会以外で、個別に協議等を行った経過はなく、関係部局間の十分な連携の下、取組を進めることができなかつたことは反省すべき点であり、環境部が主体となって、適時、総合政策部をはじめとした関係部局との協議を行い、全庁的かつ多面的な視点での調整に努めるなど、より緊密な連携を図りながら進める必要があつたとまとめております。

次に、11ページ、12ページを御覧ください。要因の3点目、ごみ処理施設整備基本方針において課題として挙げております市場価格の高騰についてでございます。令和2年度に概算建設費を算出したところ、各基本構想において整理した概算建設費から、税抜きで合計約60億円の増加が確認されましたが、本事業以外の公共施設でも、同時期における建設費の増加が確認できることから、当初想定し得ない市場価格の高騰があつたと捉えることができる一方で、市場価格の高騰が今回の方向性を見直しに至つた大きな要因であることに鑑みますと、概算建設費の算出に当たって、単にプラントメーカーの見積りを採用するのではなく、広範囲に情報収集し、精査する必要があり、より慎重な確認をすべきであつたと整理しております。

次に、13ページ、14ページを御覧ください。要因の4点目、ごみ処理施設整備基本方針で状況変化事項として挙げております整備スケジュールの見直し、次期清掃工場の整備スケジュールの遅延についてでございます。清掃工場基本構想策定時における次期清掃工場の整備スケジュールについて、次期最終処分場の工期との重複を避けて計画したことは、本市の厳しい財政状況を考慮した必要な取組でありましたが、基本構想策定後に整備スケジュールを見直す必要が生じ、次期清掃工場と次期最終処分場の工期が重複したことに鑑みますと、状況を踏まえたより慎重なスケジュールの精査と、より早い時期からの検討が必要であつたとまとめております。

続いて、14ページ、15ページを御覧ください。要因の5点目、これら一連のごみ処理施設整備に係る事務を遂行するに当たつての推進体制についてでございます。附属機関の審議スケジュールを考慮しながら、多種多様な事務を短期間に実施する必要があつたことを踏まえ、専任の技術系職員の配置が不足しており、こうした職員配置の必要性については、他の事業の評価、検証においても示されていたところではあります。今回の取組で生かすことができなかつたことは反省すべき点であるとまとめております。

続いて、15ページから17ページを御覧ください。最後に、評価・検証のまとめ及び今後の方向性についてであります。今回のごみ処理施設整備に係る一連の取組は、環境部を中心に実施してきましたが、事務の進め方などに問題点があつたところであり、大いに反省しなければならず、ま

た結果として、大きな方針の転換に至ったことは、市として重く受け止める必要があります。しかしながら、市場価格の確認や整備スケジュールの見直しといった状況の変化を受けて、このたび各施設整備の方向性を見直したことは、本市の適正なごみ処理体制を維持し、かつ事業のリスクや財政的な負担を回避するために適切であったと考えているところでございます。

今後のごみ処理施設整備の取組につきましては、こうした評価・検証事項を踏まえ、本市のごみ処理が滞ることのないよう、さきに策定したごみ処理施設整備基本方針にのっとり、計画的かつ着実に進めていく必要があります。あわせて、大規模事業、特にごみ処理施設のように代替がない施設整備事業につきましては、柔軟性のあるスケジュールの下、全体調整のみならず、計画の初期段階から財政的な視点を含めて各関係部局間で緊密な連携を図りながら、全庁的かつ多面的に検討、協議した上で、実現可能な方向性を定め、施設整備に取り組んでいかなければならないと考えております。

本報告書の概要の説明は以上でございますが、本報告書の内容につきましては、環境部としてしっかりと受け止め、今後、ごみ処理施設の整備に取り組む所存でございます。また、庁内で共有し、各部局の事業推進に生かしてまいりたいと考えております。

以上、御報告いたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 次に、旭川市次期一般廃棄物最終処分場建設候補地の公募結果について、理事者から報告願います。

○富岡環境部長 旭川市次期一般廃棄物最終処分場建設候補地の公募結果について、御報告いたします。

特に資料はございませんが、次期一般廃棄物最終処分場の建設候補地の公募を昨年10月11日から12月29日までを期間として実施いたしました。応募の申請についてはなかったところでございます。そのため、今後は、市が独自に候補地の選定を行うこととなりますが、当初から応募がなかった場合も想定して、公募と並行して選定の作業を進めていたところであり、2月中に候補地を選定することとしております。その後、所有者の方と協議を行い、同意をいただいた後に、当該土地が位置する地域との協議を進めていく予定でおります。

建設候補地の公表につきましては、地域との協議を開始する前と考えており、その時期になりましたら改めて御報告させていただきます。

以上、御報告いたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

○小松委員 1回だけ聞きます。中身は2つ、3つ入っています。

公募に対する応募はゼロだったということでもあります。公募を始めますよということを知ってから、私は、1か所は出るだろうと思っていました。それは、平成30年度に、西神楽地区の市民委員会から要望が市に寄せられており、また、昨年3月にはNPOグラウンドワーク西神楽から、次期最終処分場の建設用地についての要望があったというふうに認識しておりますから、恐らくゼロにはならないだろうと思っていましたが、今回の公募においては、応募がなかったということのようです。改めてこの確認をさせていただきたいと思っております。

また、どういう受け止めがあるのか。あればお答えください。

2月中に、今回の結果を受けて用地を選定したいというふうに言われました。なかなか難しい課題ではないか、一般的に見てもそう思われているんですが、短期間で絞り込めるのかということをお慮するものであります。大丈夫なのか、見解を伺います。

そしてもう一点、今回の応募ゼロという状況が、次期産業廃棄物処分場の建設候補地の選定に影響を及ぼすことがないのか。それぞれお答えをいただきたいと思えます。

○稲田環境部清掃施設整備課長 西神楽地区の市民委員会及び地域の活動団体から、それぞれ西神楽地域への最終処分場の設置につきまして、要望等をいただいた経過ということがございますが、今回の建設候補地の公募におきましては、いずれの団体からも応募がなかったというところがございます。

当該地域、団体を含めて、今回、公募を行ったにもかかわらず応募がなかったということの受け止めですけれども、市といたしましては、非常に残念に思っているところでございます。

また、今後、建設候補地につきましては、市の独自選定ということになりましたが、2月中に選定したいという考えでおりますけれども、これまでも選定の作業を進めてきておりますし、全体の整備スケジュールに影響が生じることはないというふうに考えているところでございます。

本市のごみ処理が滞ることのないよう、令和12年3月という現最終処分場の埋立て期限を見据え、建設候補地の選定、また施設整備に向けまして、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

一般廃棄物の最終処分場については以上でございます。

○小池環境部廃棄物政策課長 後段の産業廃棄物のほうでございます。

管理型産業廃棄物最終処分場の整備につきましては、設置者である旭川振興公社が主体となりますが、産業廃棄物の適正処理や地域経済の下支えの観点からも重要な施設でありますことから、市としても必要な支援を実施しながら、公社とともに取組を進めております。

今回、一般廃棄物最終処分場建設候補地の公募への応募はなかったところではありますが、今、答弁があったとおり、市の独自選定作業を進めておりますので、この中で得られたデータなどにつきまして、産業廃棄物最終処分場の建設候補地選定にも活用するなどの支援を行うことを考えております。

引き続き、公社と連携を図りながら、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○小松委員 一廃についても産廃についても、やっぱり用地確保が最も大きな課題、難しい課題であります。その両方が、まだめどが立っていないということです。両処分場とも、今の処分場が使えるのは、時限が定まっていて、ここにどう間に合わせるかということも、市民生活、地域経済を考えた場合に、非常に大きな課題であります。それらを含めて、部長の決意と見通しを聞いて終わります。

○富岡環境部長 今、委員からお話がありましたとおり、やはりこのごみ処理施設については、用地が決まってしまうと、あとは、淡々と進んでいくのかなと思っておりますが、そこまでこぎ着けるのがやっぱり一番重要で、しっかりと地権者の了解を得て、地域の了解も得て、それに大きな時間もかかりますし、労力も必要になるというふうに思っています。

今回、公募したわけですが、私も少なくとも1～2か所からは応募が上がってくるだろうという

ふうにご期待しておりましたが、結局、結果として上がってこなかったといった中で、ただ、並行してしっかりと準備を進めておりましたし、そしてまた、公募期間中においても問合せ等がありまして、実際に、こういったところで手を挙げてみたいというような話もあったり、そういった新たな情報も得られております。そういった情報をしっかりと生かせるように、一般廃棄物については、作業を進めている中で大分絞り込みも進んでおりますし、またそこから外れたところについて、産業廃棄物の処分場の候補地として公社のほうに提供して、市としても一緒になって考えて、少なくとも年度内には、産廃の候補地としての見通しといったこともしっかりと立てていきたいというふうにご考えるところでございます。

そういった中で、やはり地域の了解を得るのが最も大変で重要であります。多分、3月、4月になるとそういった地域に入っていくという形になっていきますが、そのときには、どんなような整備をしていくのか、また、ごみ処理システムの在り方についてもしっかりと説明して、やはりこれは市にとって、市民生活にとって、欠かすことができない必要な施設であるということをごしっかりと御説明した上で、これまでの処分場の取組がございますから、そういった経験も踏まえながら、なるべくとよいましょうか、地域に御迷惑をおかけしない、また地域にとっては、やはり迷惑施設であるといったことも踏まえて、一定程度できることもお示ししながら、粘り強く、真摯に、しっかりと地域の意見をお聞きしながら、期限がありますが、それに間に合うように対応してまいりたいというふうにご考えております。

○佐藤委員長 他に、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。その他委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会をいたします。

散会 午前11時52分